平成２８年（フ）第９７５号
福岡県大野城市栄町２丁目４番31―101号
破産者　亡森翔平相続財産
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９１号
福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号
破産者　ＮＣＣ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５６号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田679番地47
破産者　有限会社信商
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６号
群馬県太田市西新町15番地の11
破産者　有限会社太田スイミングクラブ
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７７号
群馬県太田市飯田町844番地の２
破産者　有限会社ノイ
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３６２号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目８番１―303号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫野市美しが丘南５丁目19番地９
破産者　齊藤　大翁
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３５号
福岡県宗像市田熊２丁目１番11号
破産者　有限会社寿栄商会
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市新川町839番地
破産者　株式会社ＧＡＫＵ
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3453番地１
破産者　ワールドグラッドハウス合同会社
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８７号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2218番地４
破産者　遠藤　春子（旧姓平出・馬部）
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１７号
栃木県大田原市浅香３丁目２番３号　浅香レジ11号、前住所栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地759
破産者　相澤佐江子（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８４号
栃木県宇都宮市大谷町565番地
破産者　山村　俊雄
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙2567番地３
破産者　大島法由喜
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１１９号
埼玉県吉川市中曽根１丁目28番地７ホワイトコーポ島田荘Ａ―２
破産者　有限会社トガシ
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
佐賀県神埼市千代田町黒井531番地第１
破産者　江﨑　準治（旧姓木下）
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
青森県八戸市下長２丁目17番19号
破産者　株式会社八戸墓苑
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神147番地20
破産者　亡加藤健太相続財産
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２４号
横浜市旭区上白根町806番地71
破産者　有限会社玄海工業
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６８号
横浜市金沢区瀬戸16番26号
破産者　有限会社ロング
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８４号
横浜市旭区若葉台２丁目13番1103号
破産者　有限会社慶翔ゼミナール
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３３号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番３号日東ビル６階
破産者　株式会社ミスファブリック
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本849番地の１
破産者　後藤電気株式会社
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部